

平成 22 年度 決算の概要

1 一般会計及び各特別会計決算

| | | |
|--------------|-----------------|---|
| 歳入総額 | 16,248,008,518円 | ① |
| 歳出総額 | 15,503,392,457円 | ② |
| 差引(形式収支①-②) | 744,616,061円 | ③ |
| 翌年度に繰り越すべき財源 | 80,524,530円 | ④ |
| 実質収支(③-④) | 664,091,531円 | ⑤ |

平成 22 年度決算は、歳入・歳出決算額の差引③が、約 7 億 4,461 万 6 千円で、そこから平成 23 年度に繰り越した予算額の一般財源相当④(平成 22 年度中に収入のあった特定財源を含む)を控除すると、6 億 6,409 万 1 千円の黒字⑤となりました。

各特別会計の決算額は、下表のとおりです(平成 22 年度の特別会計は、繰越予算がなかったため、差引額が実質収支となります)。

各会計決算の状況

図表 1

(単位:円)

| | | 歳入額 | 歳出額 | 差引額 |
|---------|-----------|----------------|----------------|---------------|
| 一 般 会 計 | | 16,248,008,518 | 15,503,392,457 | 744,616,061 |
| 特別会計 | 国民健康保険事業 | 2,863,657,771 | 2,778,355,363 | 85,302,408 |
| | 港湾埋立事業 | 71,840,792 | 221,449,996 | △ 149,609,204 |
| | 簡易水道事業 | 41,644,454 | 41,644,454 | 0 |
| | 交通災害共済事業 | 3,769,812 | 1,325,539 | 2,444,273 |
| | 土地取得事業 | 63,810,226 | 63,810,226 | 0 |
| | 老人保健事業 | 207,586,723 | 37,189,128 | 170,397,595 |
| | 営農飲雑用水道事業 | 38,955,970 | 31,269,661 | 7,686,309 |
| | 介護保険事業 | 1,419,813,667 | 1,416,635,977 | 3,177,690 |
| | 後期高齢者医療事業 | 265,198,373 | 264,540,473 | 657,900 |
| | 小 計 | 4,976,277,788 | 4,856,220,817 | 120,056,971 |

■ 一般会計の決算書については、こちらをクリックしてください。➡

2 歳入の状況

(1) 市 税

市の財政の根幹をなす市税収入は、予算額 26 億 3,191 万 6 千円に対し、決算額は、26 億 8,973 万 4 千円と 5,781 万 8 千円の増となりました。下表は、税目ごとの収入の状況で、調定額とは、確定した税額のことで、収入済額とは、実際に市が収入した額、不納欠損額とは、死亡などにより収入不能となった税金です。滞納繰越額のうち、平成 22 年度に発生したものが、6,699 万 3 千円で、残りは平成 21 年度以前の滞納分です。市では、この滞納を減少するため、給与や預金の差し押さえのほか、ネットオークションを活用することにより、換価が困難だった動産も積極的に差し押さえを行っているところです。

市税収入の状況

図表 2

(単位:千円)

| | 予算額 a | 調定額 b | 収入済額 c | 不納欠損額 d | 滞納繰越額 e=b-c-d |
|-------|-----------|-----------|-----------|------------|------------------|
| 個人市民税 | 988,562 | 1,131,692 | 984,215 | 15,543 | 131,934 |
| 法人市民税 | 201,333 | 223,399 | 218,281 | 711 | 4,407 |
| 固定資産税 | 996,662 | 1,237,055 | 1,035,418 | 33,355 | 168,282 |
| 軽自動車税 | 42,445 | 47,028 | 41,934 | 814 | 4,280 |
| 市たばこ税 | 236,157 | 235,505 | 235,506 | 0 | -1 |
| 都市計画税 | 164,697 | 206,894 | 171,838 | 5,802 | 29,254 |
| 入湯税 | 2,060 | 2,542 | 2,542 | 0 | 0 |
| 合 計 | 2,631,916 | 3,084,115 | 2,689,734 | 56,225 | 338,156 |

次ページの図表 3 は、過去 10 年間の市税収入の推移です。紋別市の税収の特徴は、個人市民税と固定資産税が市税の 3/4 を占めていることから、大企業が所在する都市部と違い、景気悪化の影響を受けにくい反面、好景気期にも極端な税収の伸びは見込めないような構造となっています。

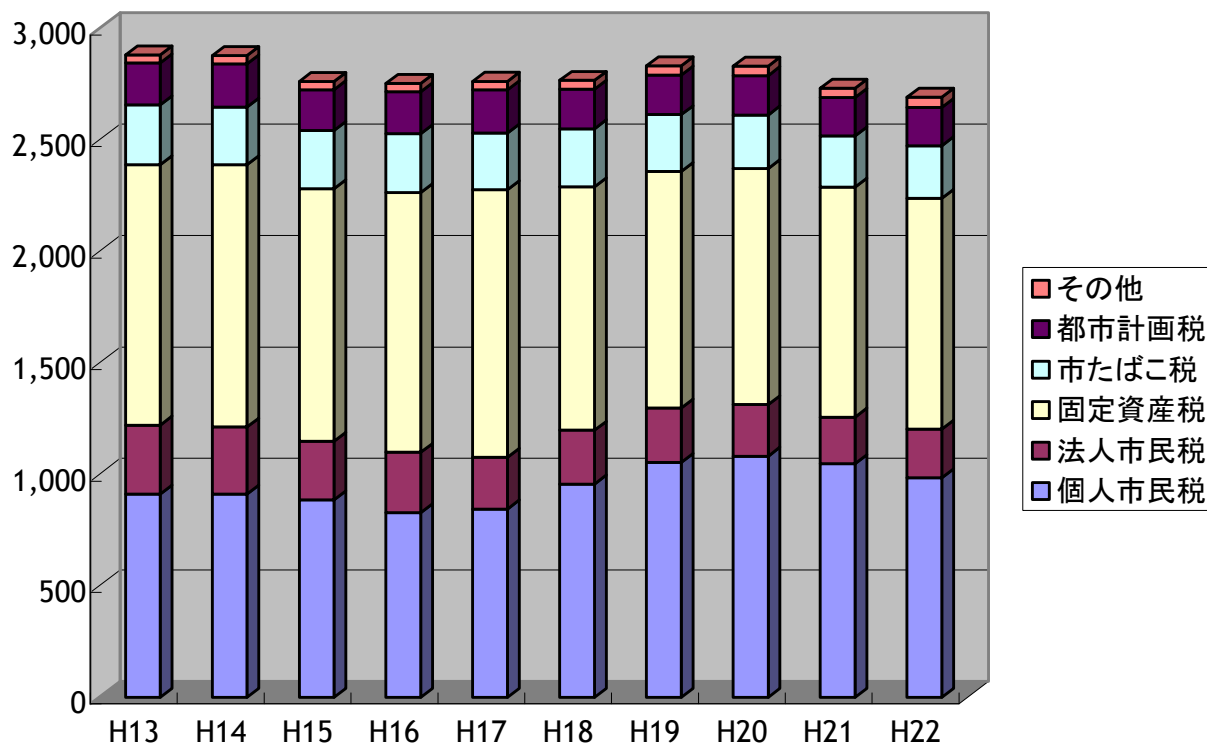
個人住民税については、平成 19 年度より、税源移譲として所得税減税と住民税増税が実施されたことで一時的に増加したものの、厳しい市内経済状況を受け減少傾向にあります。

固定資産税については、地価の下落や建物の経年減価などにより減少傾向となっています。市たばこ税については、喫煙人口の減少が続いていることから、減少傾向となっています。

市税収入済額の推移

図表 3

(単位:百万円)



(2) 地方譲与税

地方譲与税とは、国が徴収した特定の税目の税収を一定の基準により地方団体に譲与するものをいい、紋別市には、図表4の項目が収入されています。

地方譲与税の内訳と内容

図表 4

(単位:千円)

| 項目 | 収入済額 | 説明 |
|----------|---------|---|
| 地方揮発油譲与税 | 63,540 | ガソリンに対する揮発油税のうち、5.2円/1Lが都道府県に譲与され、そのうちの42%が市町村に配分されます |
| 自動車重量譲与税 | 152,352 | 新車購入時や車検時に納税される自動車重量税の1/3が譲与されるもので、道路の維持費などに使われます |
| 特別とん譲与税 | 509 | 外国貿易船の入港に対して課税される特別とん税が譲与され、港湾維持費などに使われます |
| 航空機燃料譲与税 | 1,670 | 航空機燃料に対して課税される航空機燃料税の空港関係市町村に対する譲与税で、空港周辺の環境対策に使われます |
| 地方道路譲与税 | 1 | 国が揮発油に対して地方道路税を課税し、地方に譲与するもので、道路整備の財源に使われます |
| 合計 | 218,072 | |

(3) 地方交付税等

全国のどこに居住していても市町村から受ける行政サービスは一定の水準が確保されています。しかし、そのサービスの財源となる地方税は、市町村により大きく偏在しており、地方交付税はこれを調整するための制度です。

地方交付税の原資は、国税の一定割合が法定されており、その割合は、所得税の 32.0%・酒税の 32.0%・法人税の 34.0%・消費税の 29.5%・たばこ税の 25.0%となっています。

この原資を地方の財政力（自主的に収入できる税収などの割合）に応じて交付されます。

平成 22 年度の紋別市の地方交付税収入額は、68 億 8,068 万 5 千円で、内訳は、普通交付税が、58 億 7,676 万 9 千円・特別交付税が 10 億 0,391 万 6 千円となっています。

図表 5 は、地方交付税収入の推移です。

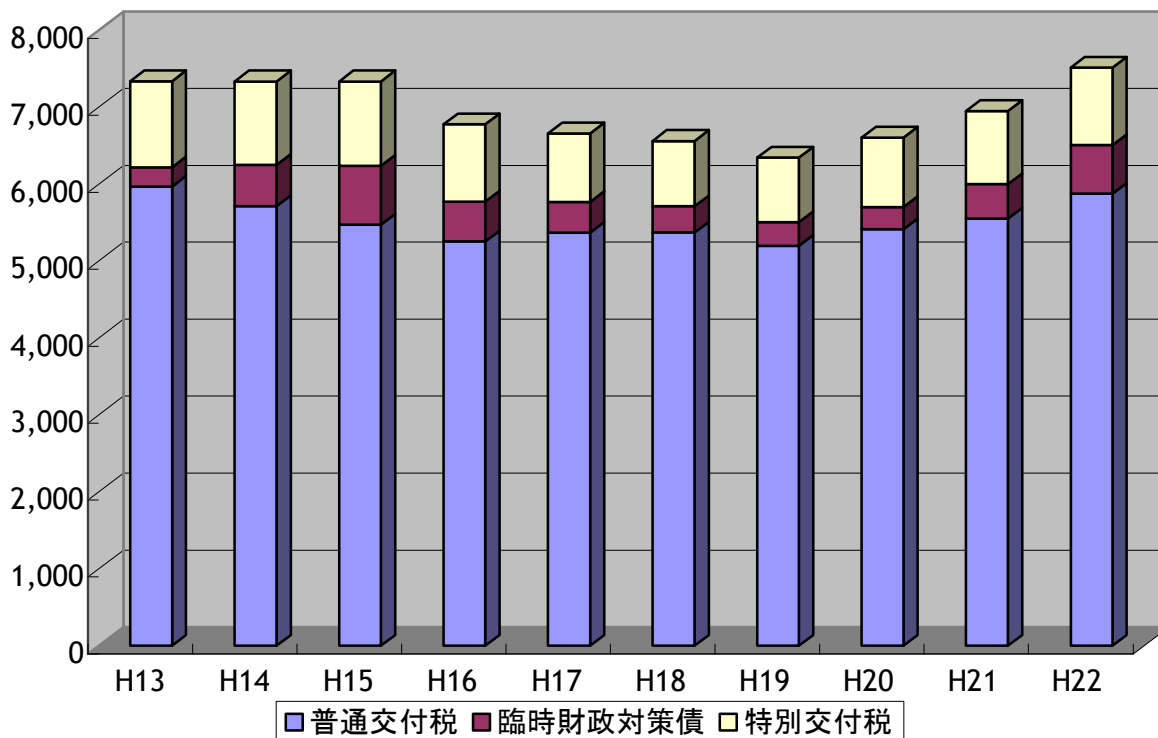
市の最大の収入科目である地方交付税は、人口減や国の交付税改革により減少傾向にありましたが、平成 21 年度より増加傾向に転じています。

しかし、国庫補助金が一般財源化（保育所の運営費や小中学生の就学援助費などの補助金が廃止され、交付税への措置となったこと）されたことで、法令で支出しなければならない経費が増大しており、実質の増加とはなっていません。

交付税収入額の推移

図表 5

(単位: 百万円)



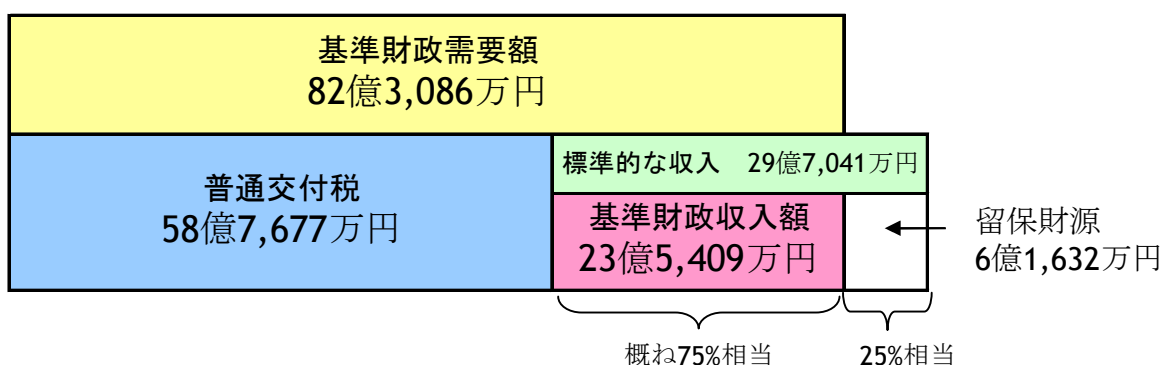
① 普通交付税

普通交付税は、国の交付税総額の94%が配分され、人口や面積、産業構造など地方の実態に応じた細かな基礎数値を基にして、当該自治体が標準的な住民サービスを行うことができる経費を積算します（**基準財政需要額**）。そこから、過去の税収実績や景気動向を勘案し、その自治体が収入し得る見込みの税収や交付金を積算します（この75%相当が**基準財政収入額**）。

この基準財政需要額から、基準財政収入額を差し引いたものが、「普通交付税」となります。

この仕組みを図にしたものが図表6です。義務教育や福祉など法令で市が担うこととされている仕事にかかるお金が、82億3,086万円（基準財政需要額）と算定されました。そのうち、市が独自で収入できるお金が29億7,041万円、この75%相当の23億5,409万円（基準財政収入額）を、差し引いたものが普通交付税となります。

図表6 普通交付税算定の仕組み



※普通交付税額は、算定後に全国集計を行い、交付税総額の94%に合致させるために、調整率(割落とし)を乗ずるため、基準財政需要額－基準財政収入額とはなりません。

※基準財政収入額の算定においては、税源移譲分の市民税のように100%算入されるものもあるため、単純に収入総額の75%とはなりません。

留保財源とは、地方が独自の政策を行えるよう、地方の収入の25%を基準財政収入額から留保するものです。市では、乳幼児医療の無料化や高齢者のバス助成など、独自に行う住民サービスや公共事業の一般財源などに使っています。税収が多い自治体ほど留保財源も多くなり、独自の住民サービスが充実できることから、地域間の格差が生まれる一因となっています。

平成19年度に行われた国税である所得税から市民税への税源移譲では、この格差が拡大しないよう、委譲分を基準財政収入額に100%算入する措置がとられています。

② 特別交付税

国の交付税総額の6%が特別交付税とされ、災害復旧など全国一律に算定できない特別な財政事情に対して交付されます。

平成22年度の交付額は、10億0,391万6千円で前年比5,400万円の増となったところです。

(4) 交付金

交付金は、道税の一部を財源として、市町村に交付されるものや、国の政策に伴う地方負担に補てんされるものなどがあり、図表7のとおりです。

図表7

交付金等の内訳

(単位:千円)

| 項目 | 収入済額 | 説明 |
|-------------|---------|--|
| 利子割交付金 | 10,483 | 金融機関などから利子の支払を受ける際には税がかかりますが、この税の一部を財源として、道が個人道民税の額に応じて、市に対して交付するものです。 |
| 配当割交付金 | 2,640 | 上場株式などの配当には税がかかりますが、この税の一部を財源として、道が一定の基準により、市に対して交付するものです。 |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 845 | 株式などの譲渡によって所得が発生した場合には税がかかりますが、この税の一部を財源として、道が一定の基準により、市に対して交付するものです。 |
| 地方消費税交付金 | 285,707 | 地方消費税の一部を財源として、道が人口と従業者数で按分し、市に対して交付するものです。 |
| ゴルフ場利用税金交付 | 3,721 | ゴルフ場を利用すると税がかかりますが、この税の一部を財源として、道が一定割合により、ゴルフ場所在地に交付するものです。 |
| 自動車取得税金交付 | 43,776 | 自動車取得税の一部を財源として、道が市道の長さや面積に応じ、市に対して交付するものです。 |
| 地方特例交付金 | 33,565 | 国の施策である住宅取得減税などにより、市税が減収となりました。その一部を補てんするために国から交付されるものです。 |
| 交通安全対策特別金交付 | 4,954 | 道路照明灯、カーブミラーなどの道路交通安全施設の設置や管理に必要な経費にあてるために、道路交通法に定める反則金を財源として、国が市に対して交付するものです。 |
| 合計 | 385,691 | |

(5) 国・道支出金

国庫(道)支出金は、国(道)と市が共同で事業を行う場合、あらかじめ経費の負担割合を定めますが、それに基づいて国が市に対して支出するものです。負担金、特定の施策の奨励や財政援助のための補助金、委託費などがあります。

図表8は、国庫支出金と道支出金の内訳です。国庫補助金が大きく減少しているのは、地域活性化・経済危機対策臨時交付金など、特別措置されていた部分の交付金の減少によるものです。その他の補助金や委託金は、実施する事業の多寡により変動しているものです。

国・道支出金の前年比較

図表 8

(単位:千円)

| 項 目 | H21 | H22 | 増 減 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 国 庫 支 出 金 | 2,189,340 | 1,745,453 | ▲ 443,887 |
| 国 庫 負 担 金 | 841,230 | 1,050,510 | 209,280 |
| 国 庫 補 助 金 | 1,222,813 | 667,496 | ▲ 555,317 |
| 国 庫 委 託 金 | 64,982 | 27,447 | ▲ 37,535 |
| 地域活力基盤創造交付金 | 60,315 | 0 | ▲ 60,315 |
| 道 支 出 金 | 597,034 | 765,390 | 168,356 |
| 道 負 担 金 | 291,410 | 309,064 | 17,654 |
| 道 補 助 金 | 256,526 | 407,783 | 151,257 |
| 道 委 託 金 | 49,098 | 48,543 | ▲ 555 |

(6) 市 債

市債は、公共事業を行う際に不足する財源を調達する目的のほか、道路や学校といった長期間使用する公共施設を世代間にわたり公平に負担してもらうという目的があります。

また、市債の種類によっては、その元利償還金の全部又は一部が地方交付税によって措置されるものがあります。地方自治体が、発行できる地方債は、主に建設事業に充当される性質であり、国の赤字国債のような一般財源に充当される赤字地方債は、一部を除き発行は認められておりません（国税の減収により、交付税総額が地方の財源不足額に満たない場合、地方が地方債を発行して、不足分を補填する臨時財政対策債などの例外はあります）。また、地方債を発行する場合は、国が定める地方債発行メニューに合致した事業であることかつ、北海道知事の同意又は許可が必要であることなど厳格に管理されています。

図表 9 は、平成 22 年度における市債発行の内訳です。

市債発行の内訳

図表 9

(単位:千円)

| 項 目 | 発行額 | 説 明 |
|-------------------|-----------|--|
| 一 般 公 共 債 | 29,383 | 国の補助事業の地方負担分に充当され、主に公園整備や海岸保全に活用する市債で、元利償還金に対して57%~0%(事業により細分される)の交付税措置があります |
| 一 般 単 独 債 | 125,000 | 市単独の公共事業を行う際に、活用される市債で、主に道路整備に活用しています。元利償還金の30%が交付税措置されます |
| 公 営 住 宅 建 設 事 業 債 | 219,350 | 住宅の整備のために活用する市債で、家賃収入で償還を行うため、交付税措置はありません |
| 過 疎 対 策 債 | 486,200 | 過疎地域の振興のための市債で、道路や診療所など幅広い事業に活用しています。元利償還金の70%が交付税措置される有利な市債です |
| 臨 時 財 政 対 策 債 | 634,082 | 交付税の原資が国税収入の減少などにより、地方の財源不足額を下回る場合に、地方が不足分を地方債発行するもので、いわば赤字地方債の一種です。元利償還金の全額が交付税措置されます |
| そ の 他 | 65,100 | 団塊の世代の退職者増に対応するための退職手当債や、市有林の干ばつなどを行う公有林整備事業などで、交付税措置はありません |
| 合 計 | 1,559,115 | |

3 歳出の状況

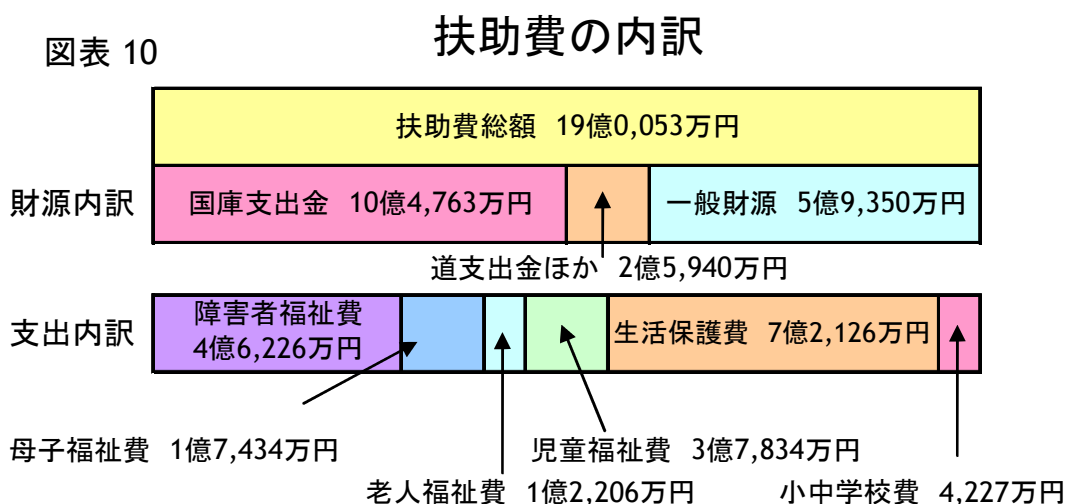
市の経理は、行政目的別に議会費から予備費まで 14 に区分（款）されています。
ここでは、行政目的別ではなく、性質別の経費について説明します。

（1）義務的経費

義務的経費とは、扶助費、公債費、人件費の合計で、市が任意に削減できない硬直性の高い経費をいいます。

① 扶助費

扶助費は、障害福祉費にあつては、障害福祉サービス給付費・重度心身障害者医療給付費、母子福祉費にあつては、児童扶養手当・一人親家庭等医療給付費、老人福祉費等では、老人ホーム入所措置費など、児童福祉費にあつては、児童手当・乳幼児等医療給付費、小中学校費及び保健体育費にあつては、就学援助費が該当し、平成 22 年度の総額と内訳は、図表 10 のとおりです。



次のページの図表 11 は、扶助費の過去 10 年間の推移です。

母子福祉費においては、平成 14 年から児童扶養手当の支給が北海道から市へと移管されたことにより増となっています。

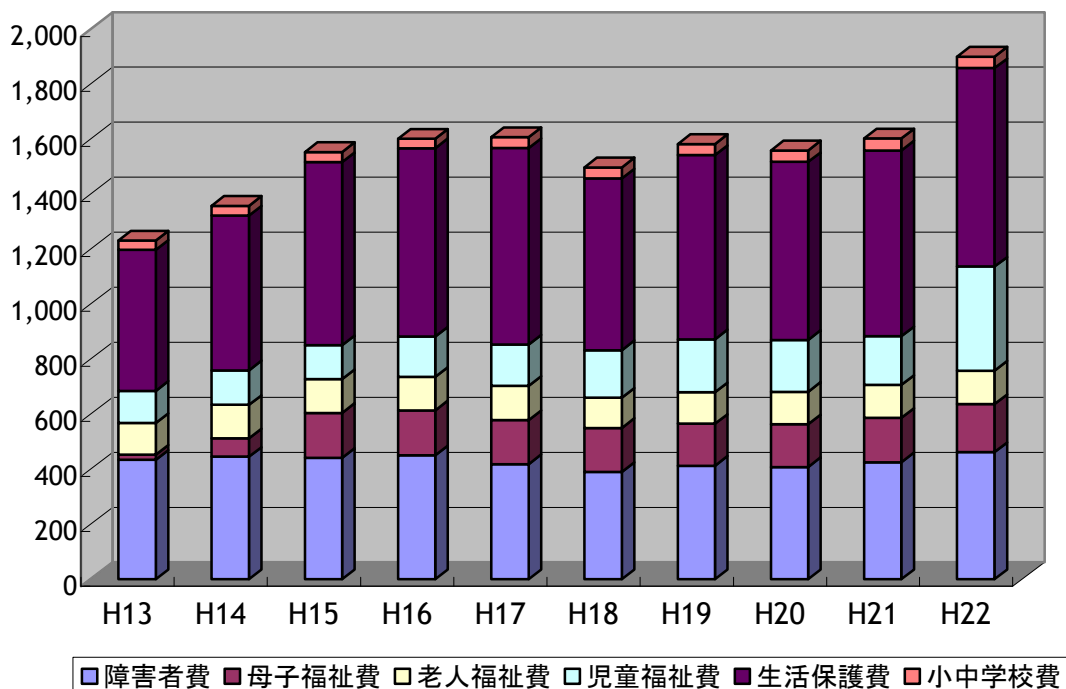
児童福祉費においては、従来の児童手当が子ども手当に変更となり、支給額が改定されたことで前年度比較において大幅な増額となっています。

生活保護費については、保護受給者は増加傾向にありますが、年度により変動が見られるのは、主に医療扶助（保護受給世帯は、健康保険の適用外となることから、医療費の 10 割が生活保護費より支出され、生活保護費の半分以上を占めています）が年度により大きく変動することによるものです。

平成 15 年度以降の扶助費は、児童福祉費を除き、横ばいで推移しておりますが、この間、人口が 7.0%減少（H15：27,159 人 → H20：24,563 人 Δ2,596 人）していることから、扶助費の支出額が増加していることがわかります。

図表 11 扶助費の推移

(単位:百万円)



② 公債費

公債費とは、過去に発行した市債の元利償還金と、年度内の資金繰りにより発生した一時借入金の利息のことです。平成 22 年度の公債費の内訳は、図表 12 のとおりです。表中の特定収入とは、公営住宅の家賃などの収入を維持管理などに充当した残りを市債の償還に充てたものです。地方交付税は、元利償還金に対する算入額です（歳入の市債の欄を参照してください）。

基金とは、市が市債償還のために積み立てている減債基金からの繰入で、主に繰上償還のために使用しました。

図表 12 平成22年度 公債費

(単位:千円)

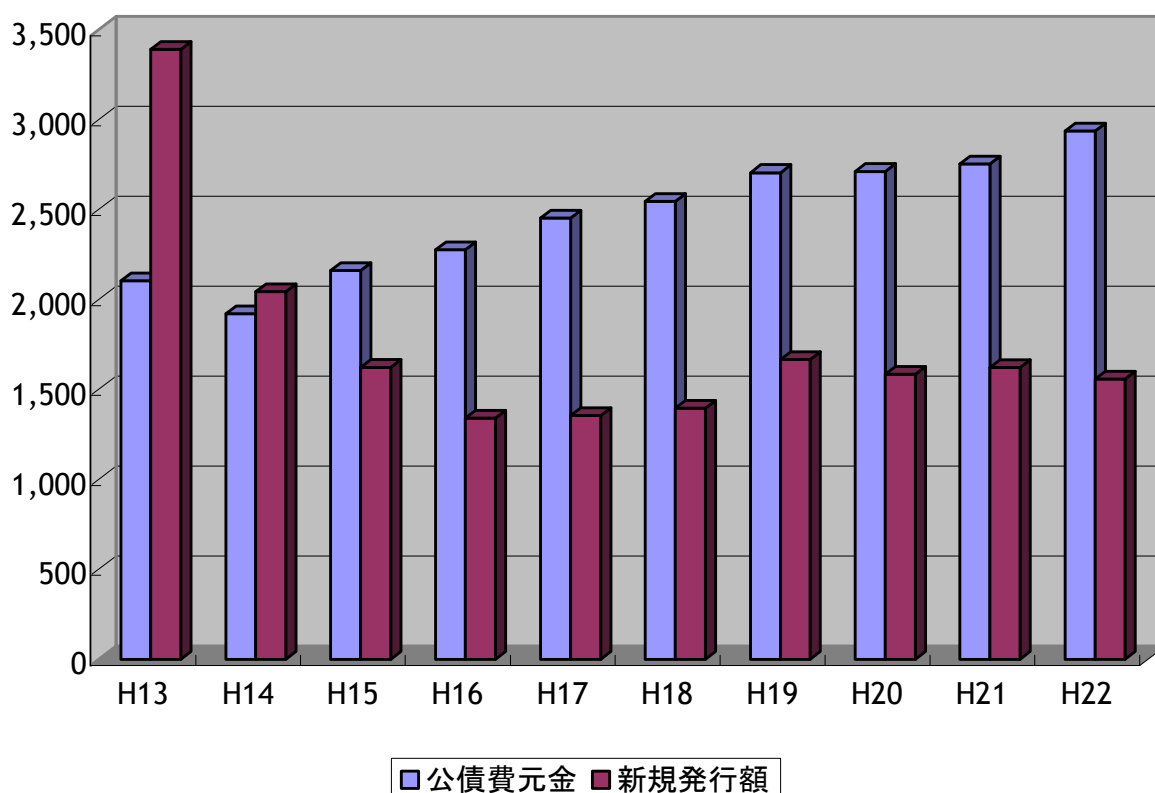
| 項目 | 金額 | 左の財源 | | | |
|---------|-----------|---------|-----------|---------|---------|
| | | 特定収入 | 地方交付税 | 基金 | 一般財源 |
| 市債元金 | 2,938,836 | 147,393 | 1,548,147 | 574,616 | 668,680 |
| 市債利子 | 440,703 | 22,103 | 232,158 | 86,168 | 100,274 |
| 一時借入金利子 | 858 | | | | 858 |
| 合計 | 3,380,397 | 169,496 | 1,780,305 | 660,784 | 769,812 |

図表 13 は、市債発行と元金償還の過去 10 年間の推移です。平成 13 年度までは、バブル景気崩壊後の経済対策に加え、懸案であった博物館や総合福祉センター、落石公住の建て替えなどが重なり、元金償還を上回る市債発行を続けたことから、残高は増加したところでした。

平成 14 年度以降は、これら市債の本格償還時期に向け、新規市債発行を抑制しながら、残高を減少させ、財政健全化を図ってきたところです。

その結果、ピーク時の平成 14 年度には 311 億円の残高があったものが、平成 22 年度末には 232 億円まで減少させることができました。

図表 13 市債元金償還と新規発行額の推移 (単位:百万円)



③ 人件費

人件費は、職員給与のほか、市議会議員や市民の皆さんにお願いしている各種委員、嘱託職員の報酬や臨時職員の賃金が含まれており、その内訳は、図表 14 のとおりです。

図表 14 平成22年度 人件費の内訳 (単位:千円)

| 項目 | 人件費総額 | 左の内訳 | | |
|---------------|-----------|-----------|---------|---------|
| | | 給料 | 手当 | 共済費等 |
| 議員・委員等にかかる人件費 | 364,554 | 292,414 | 32,072 | 40,068 |
| 職員等にかかる人件費 | 2,234,937 | 973,714 | 949,029 | 312,194 |
| 臨時職員等にかかる人件費 | 96,777 | 85,506 | 0 | 11,271 |
| 合計 | 2,696,268 | 1,351,634 | 981,101 | 363,533 |

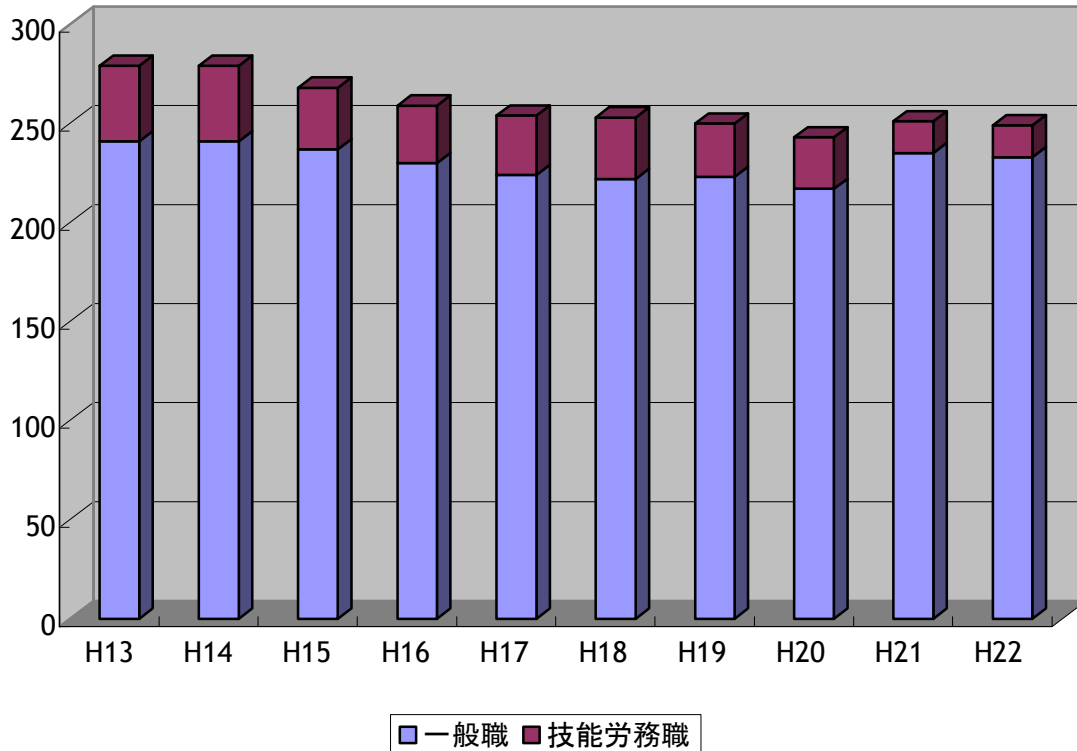
図表 15 は、過去 10 年間の普通会計職員数の推移を現しています。

下段（青）は一般職、上段（紫）は給食調理や道路維持に従事する技能労務職です。平成 12 年度の介護保険制度開始に伴い特別養護老人ホームが特別会計となったことで大幅な減少があったほか、行政改革の推進により職員数は減少傾向となっています。

図表 15

職員数の推移

(単位:人)



【ラスパイレス指数】

ラスパイレス指数は、市の給与水準を、国の給与水準と比較するために用いる統計上の指数です。国の平均給料月額を 100 とした場合、市がどれくらいの値となるかを見るものです。

平成 22 年度の紋別市のラスパイレス指数は、93.8 (H21 は、94.8) と全道市町村平均の 96.2 を下回っており、網走管内市町村の中で最も低い水準となっています。

(参考 ~ 北見市:97.1、網走市:98.6)

(2) 投資的経費

投資的経費とは、その経費の支出の効果が単年度また短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるもので、普通建設事業や災害復旧事業が該当します。

図表 16 は、投資的経費の内訳です。普通建設事業のうち、補助事業では、農林水産業費で、流通等改善施設整備事業補助金など 2 億 3,218 万円、土木費では、広域公園整備事業や市営住宅建設事業など 6 億 0,922 万円などを実施しました。

国直轄事業は、紋別港の改修などで、国の事業費の一定割合を港湾管理者が負担するもので、平成 22 年度は 1 億 1,451 万円を負担しました。

道営事業では、道営草地整備改良事業などを、単独事業としては、戸籍電算化システムの導入や市道改修事業、道営住宅学園団地の購入事業などを実施しました。災害復旧事業は、高波で被災した市道コムケ線の復旧経費などです。

図表 16 平成22年度 投資的経費の内訳 (単位:千円)

| 項 目 | 事業費 | 左の財源内訳 | | | |
|--------|-----------|---------|---------|--------|---------|
| | | 国・道補助 | 市 債 | その他 | 一般財源 |
| 普通建設事業 | 2,049,706 | 571,255 | 675,033 | 49,133 | 754,285 |
| 補助事業 | 963,748 | 551,679 | 365,483 | | 46,586 |
| 国直轄事業 | 114,512 | | 114,500 | | 12 |
| 道営事業 | 52,113 | | 11,300 | 37,793 | 3,020 |
| 単独事業 | 919,333 | 19,576 | 183,750 | 11,340 | 704,667 |
| 災害復旧事業 | 44,283 | 1,050 | 800 | 3,517 | 38,916 |
| 補助事業 | 32,250 | 1,050 | 800 | 3,517 | 26,883 |
| 単独事業 | 12,033 | | | | 12,033 |
| 合 計 | 2,093,989 | 572,305 | 675,833 | 52,650 | 793,201 |

(3) 物件費・維持補修費

物件費とは、市の経費のうち、消費的性質をもつ経費です。賃金、旅費、交際費、需用費、役員費、委託料などが該当します。維持補修費は、道路、公共施設などを管理するために必要な経費です。

通常、行政改革により人件費（職員数）を削減しようとする場合、行政サービスを中止するわけにはいかないため、削減対象の業務を民間委託とし、物件費や維持補修費が増加します。

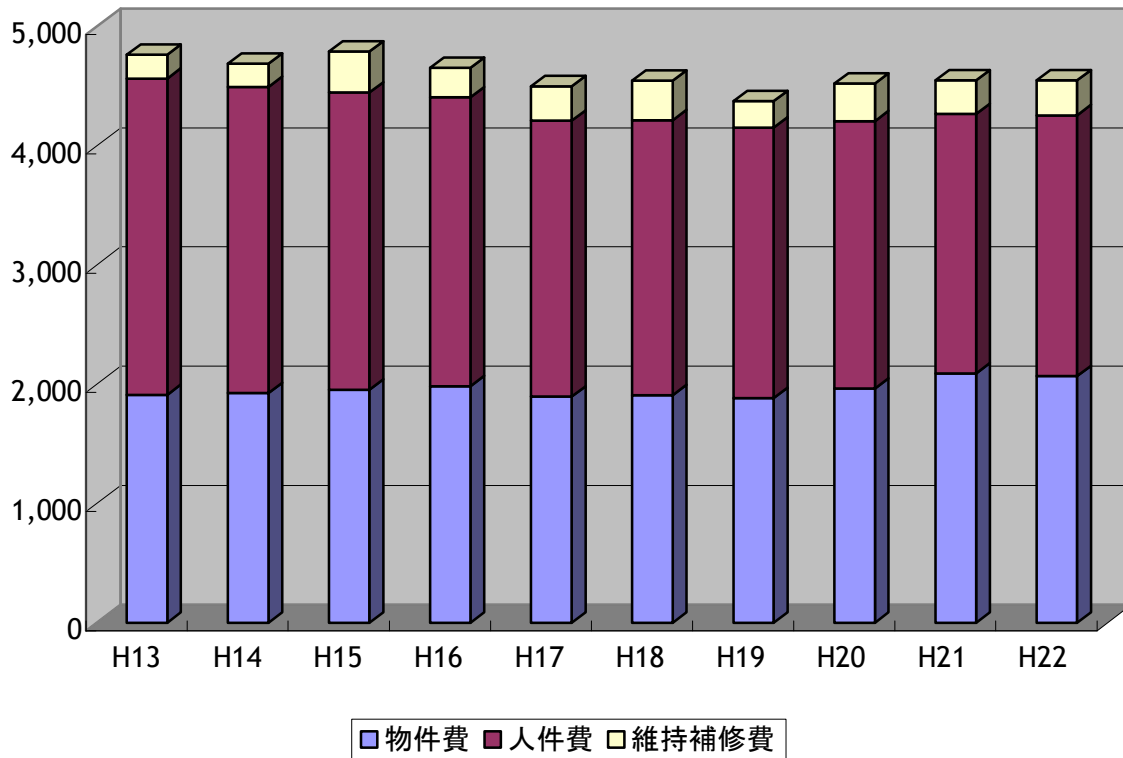
このことから、人件費の減少額だけで行政改革の度合いを判断することは早計であり、人件費（退職手当を除く）・物件費・維持補修費の合計額の推移により判断することが必要です。

図表 18 は、これら三つの経費の合計額の推移を示したものです。物件費については、博物館などの新規施設の増加や施設管理の業務委託などが増加しているにもかかわらず、ほぼ横ばいに推移しており、年度によりバラツキのある退職手当を除いた人件費についても減少傾向にあります。維持補修費の多くを占める除排雪経費については、民間委託としておりますが、年度により降雪量に多寡があり、出勤実績に応じた委託料であることから増減があるものです。

図表 18

行政管理経費の推移

(単位:百万円)



(4) 補助費

補助費とは、市から他の地方公共団体（市町村、一部事務組合など）や民間に対して、行政上の目的により交付される現金的給付に係る経費です。

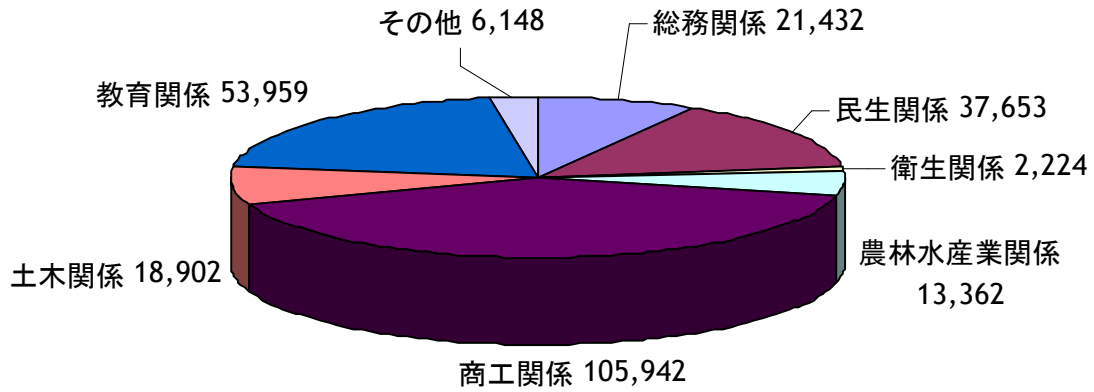
主なものとして、講師謝金などの報償費、負担金・補助金及び交付金（一般的な補助金）などが該当します。図表 19 は、補助費のうち国の補助事業などを除き、市が単独で実施した補助交付金を目的別に分類したものです。

商工関係の割合が約 4 割を占めているのは、産業誘致助成金（よつ葉乳業の工場増設に対する 4,959 万円）によるものです。

補助費の内訳

図表 19

(単位:千円)



市が単独で行った補助交付金総額
2億5,962万2千円

(5) 繰出金

繰出金とは、他の会計へ経費を支出することです。ここでは、一般会計から各特別会計や企業会計に繰り出している経費について説明します。特別会計や企業会計には、会計独立の原則があり、それぞれの会計が、かかる費用は便益を受ける市民で負担することとされています。

しかし、実際には11億1,615万円(一般会計決算額の7.2%)が一般会計から繰り出されています。その理由は、下記のとおりです。

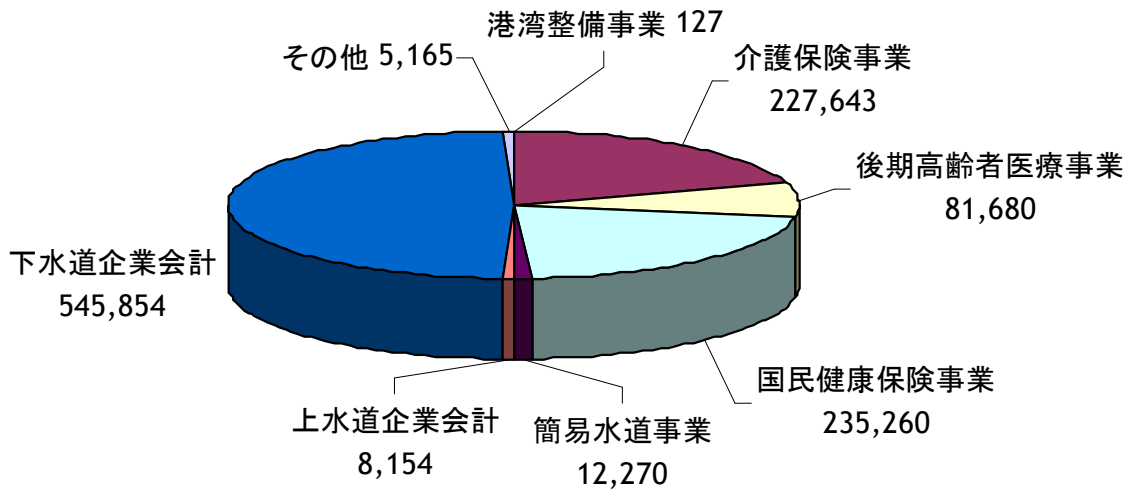
- ①地方交付税に算定される特別会計の経費は、一般会計に一括収入されることから、その算入相当額を各会計に移すため
- ②国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険など、国・道・市が一定割合で負担することと法律で定められている経費
- ③本来一般会計で実施しなければならない経費を効率性の面から、特別会計で実施していることによる実費相当額(非水洗化地域から汲み取ったし尿の処理を下水道会計のアクアセンターが行っていることなど)
- ④その他、国等により繰出基準が定められている経費

図表 20 は、各特別会計等に繰り出した金額の内訳です。交付税算入額が多額であり、雨水処理やし尿処理に対する一般会計負担が大きい下水道事業が全体の49%を占めています。

繰出金の内訳

図表 20

(単位:千円)



(6) 基金

基金は、市の預金のことで、特定の目的のために積み立てた資金や維持する財産、または定額の資金を運用するために設ける資金や財産のことです。

財政調整基金、減債基金など一般会計においては、16の基金をそれぞれ条例により設置しています。その残高は、図表21のとおりです。

図表 21

基金残高

(単位:千円)

| | 前年度末高 | 決算年度中増減額 | 決算年度末現在高 |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 財政調整基金 | 574,555 | 155,759 | 730,314 |
| 減債基金 | 1,248,566 | ▲ 446,752 | 801,814 |
| 特定目的基金 | 807,993 | 65,796 | 873,789 |
| 合計 | 2,631,114 | ▲ 225,197 | 2,405,917 |

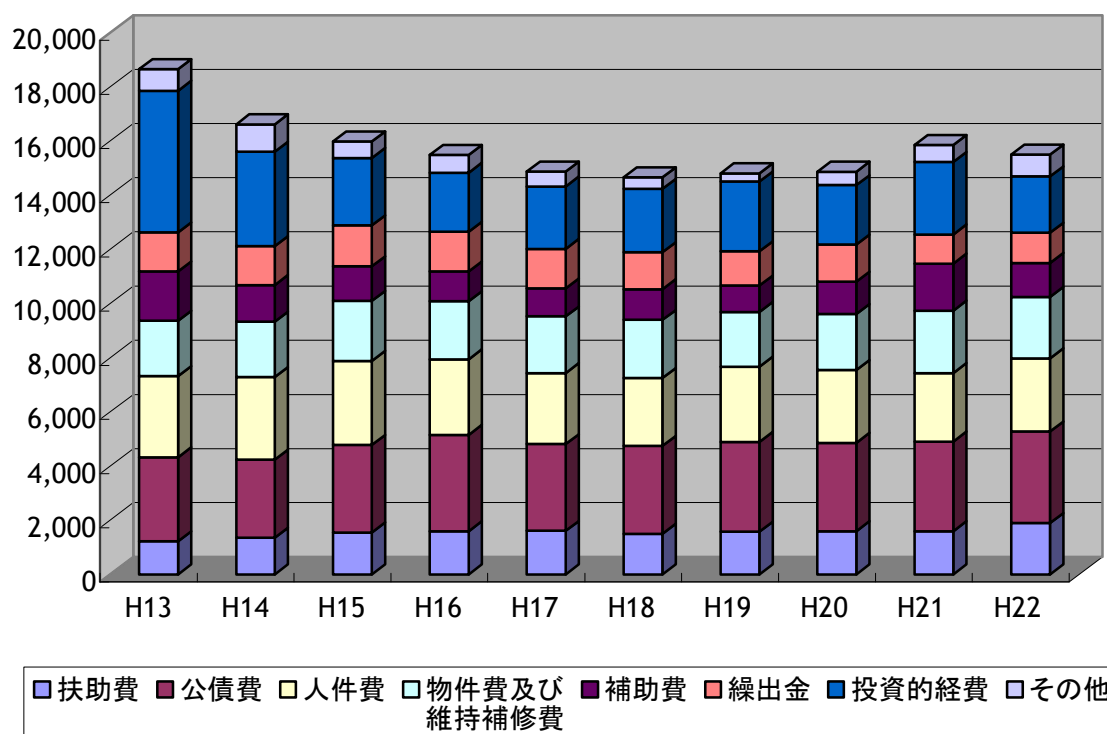
■ 財産に関する調書については、こちらをクリックしてください。➡

4 おわりに

図表 22 は、歳出決算額の推移です。

平成 13 年度には約 187 億円もの歳出規模が、平成 22 年には約 155 億円と 32 億円（17.1%）減少しています。内訳は、扶助費・公債費などで、12 億円増加しているものの、その他の経費で、投資的経費（グラフの青い部分）を中心に 44 億円の縮減を図ってきたところです。

図表 22 歳出決算額の内訳と推移 (単位:百万円)



今後の市財政の課題としては、

- ① 実質公債比率（市債元利償還費である公債費の一般財源に占める割合）は、平成 21 年度以降良化しており、地方債発行額の抑制を続けているものの、普通交付税の縮小などで標準財政規模が減少するといった外的要因により比率が悪化することも危惧されます。

また、平成 27 年度からは、ゴミ処理施設の本格償還が予定され、償還額の増加が単年比率を押し上げるものと見込まれることから、それまでに比率を低位に保つ必要があります。

- ② 市税徴収率の向上として、口座振替の推奨や嘱託徴収員の配置のほか、平成 23 年度からはコンビニ収納を予定するなど、納税者の利便性に重点を置いた取組みを進めます。
- ③ 地域医療の確保として、休日夜間急病センターの運営経費や、医療従事者の要請確保など、新たな財政需要への対応が必要になってきます。
- ④ 老朽化した公共施設の維持補修や耐震改修が必要となってきます。

以上のように多額な財源が必要な課題が山積しております。

今後も住民サービスの確保を優先しながら、さらなる財政運営の効率化を図っていきますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。